○国土交通省告示第六百八十九号

昭和五十三年運輸省告示第二百八十九号（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第一項の規定により船員雇用促進等事業を行う者として指定した件）により、船員雇用促進等事業を行う者として指定した公益財団法人日本船員福利雇用促進センターより、平成二十七年五月二十二日をもって住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったことから、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年六月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　住所

変更前	変更後
東京都中央区明石町一番二十九号掖済会ビル	東京都中央区湊一丁目六番十一号八丁堀エスワンビル

二　事務所の所在地

変更前	変更後
東京都中央区明石町一番二十九号掖済会ビル	東京都中央区湊一丁目六番十一号八丁堀エスワンビル

○環境省告示第八十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月一日　　環境大臣　望月　義夫

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県伊達郡川俣町大字山木屋字下口入山一―二	山林
福島県伊達郡川俣町大字山木屋字新田入山九	墓地
福島県伊達郡川俣町大字山木屋字ヲナカ山九―一	山林

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
二　墓地	除草、堆積物の除去、砂利若しくは砕石の除去及び被覆又は墓石の拭き取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年九月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月一日　　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年六月八日から同月十日までの間（予備、同月十一日及び同月十二日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒
(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

実施艦等　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月一日　　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年六月八日（予備、同月九日から同月十三日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。